10　周産期医療体制

(1)　現　状

ア　出生の現状

(ｱ) 北網圏域における出生率(人口千対)は、昭和60年は12.2人、平成７年は9.1人、平成12年は8.8人、平成17年は7.5人、平成22年は7.6人、平成27年は6.7人、令和３年は5.1人と、全国及び全道の傾向と同様に年々減少しています。

図１　出生率（人口千対）　（単位：人）

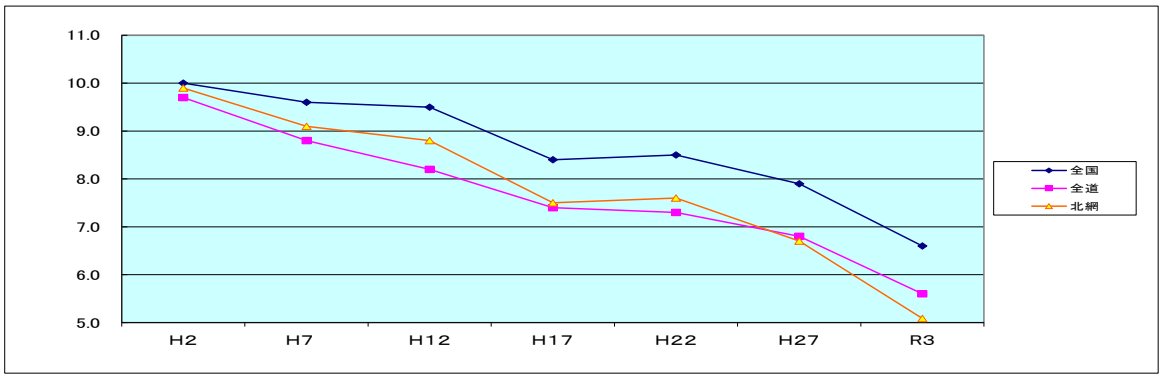

※　人口動態統計

(ｲ) 北網圏域における低出生体重児（2,500ｇ未満）の出生率(出生千対)は、昭和60年64.5人、平成２年79.5人、平成７年84.0人、平成12年は127.1人と増加し、その後、平成17年は102.3人、平成22年は102.8人、平成27年は88.3人、令和３年は85.1人と減少しています。

令和３年の出生児千人に対する低体重児の割合は、全国値の93.7人、全道値の94.5人に比べると、低くなっています。

図２　低体重児出生率（出生千対）　（単位：人）

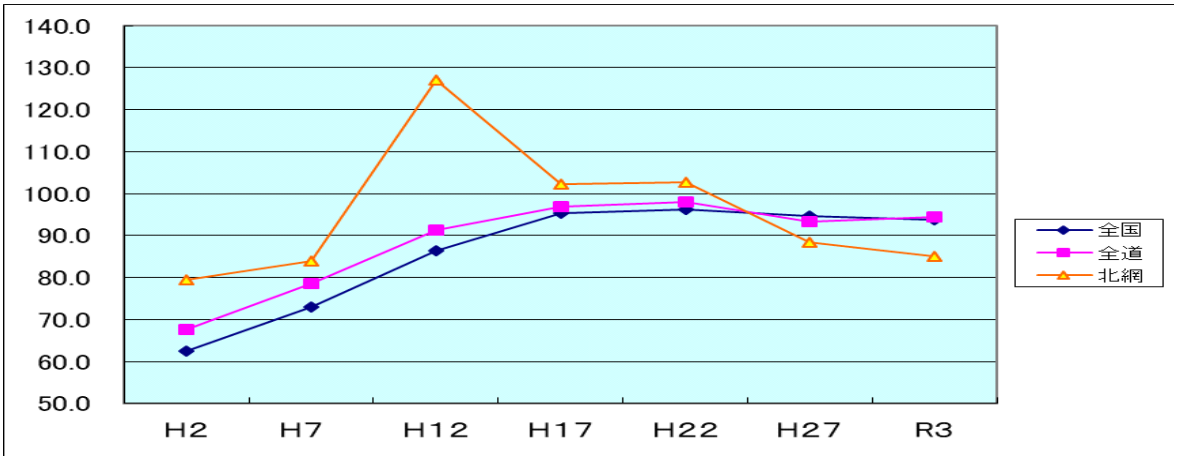

※　人口動態統計

イ　医療の現状

(ｱ) 令和２年における産婦人科医師数は全道で403人となっていますが、そのうち約半数が道央圏域に集中しており、北網圏域では12人となっています。

　また、周産期医療を担う小児科医が全国的に少なく、高度な医学知識と技能を有する新生児専門医は、北網圏域においても少ない状況となっています。

(ｲ) 令和２年に北海道で就業している助産師は1,620人となっており、北網圏域で就業している助産師は75人です。

(ｳ) 道においては、平成23年に「北海道周産期医療体制整備計画」を策定し、北網圏域においては、三次医療圏単位で高度・専門的な周産期医療の提供を行う総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）として北見赤十字病院を認定しています。 また、二次医療圏単位で専門的な周産期医療の提供を行う地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）として、ＪＡ北海道厚生連網走厚生病院を認定しています。

　また、北網地域医療再生計画の事業の１つとして、平成25年度に、通常の救急車に保育器や小児人工呼吸器、胎児の状態を超音波で確認する医療機器を備えた周産期対応型ドクターカーが北見赤十字病院に導入され、周産期救急の運用に活用されています。

(2) 課　題

ア　産婦人科医師及び小児科医師の確保

　総合周産期センター及び地域周産期センターである医療機関においては、産婦人科医師及び小児科医師の安定的な確保を図り、圏域における周産期医療体制の維持が必要です。

イ　周産期医療連携体制の整備

　限られた産科医療資源を有効に活用していくため、医療機関をはじめとする関係機関の連携や役割分担により、周産期医療の連携体制の確保に向けた取組が必要です。

(3) 必要な医療機能

　遠紋圏域を含めたオホーツク圏域として、総合周産期センター等の産科医療機関及び関係機関等との連携によるハイリスク分娩等に対する取組をはじめ、助産師の資質の向上やその専門知識、能力の活用を図りながら、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や、周産期医療施設を退院した後に、養育支援を必要とする家庭に対する支援体制の確保についての取組の支援が必要です。

＊1　周産期：妊娠22週から出生後７日未満までの期間のこと。

ア　正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携

(ｱ) 正常分娩（リスクの低い帝王切開術を含む。）や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療について、安全に実施可能な体制の構築が必要です。

(ｲ) ハイリスク分娩や急変時における地域周産期センター等への迅速な搬送が可能な体制の構築が必要です。

イ　周産期の救急対応が24時間可能な体制

総合周産期センター、地域周産期センターを中心とした周産期医療体制による、24時間対応可能な周産期の救急体制の確保が必要です。

ウ　新生児医療の提供が可能な体制

新生児搬送や新生児集中治療管理室（ＮＩＣＵ）、ＮＩＣＵに併設された回復期治療室（ＧＣＵ）及びＮＩＣＵ等の後方病室確保を含めた新生児医療の提供が可能な体制の構築が必要です。

エ　ＮＩＣＵに入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制

周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できる医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援体制の構築が必要です。

オ　周産期における災害対策の確保

災害時の周産期に係る適切な医療や物資の提供、また、被災地からの搬送受入や診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

カ　周産期医療における新興感染症の発生・まん延への対策

新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるような体制の構築が必要です。

(4) 数値目標等

指 標 名 （ 単 位 ）	現状値	目標値	目標値の考え方
周産期母子医療センター数	2	2	現状維持

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

ア　産婦人科医師及び小児科医師の確保

総合周産期センター及び地域周産期センターに、産婦人科医師及び小児科医師の安定的な確保が図られるよう、関係者に対しての働きかけを行います。

イ　産婦人科医療体制の充実

総合周産期センターとして認定を受けている北見赤十字病院が、国の定める一定の要件を満たし、指定*1されるよう、人員及び施設・設備の一層の機能向上に向けて支援を進めます。

ウ　周産期医療における災害対策

災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や周産期母子医療センター等の連携体制の確保を進めるなど、災害時における周産期医療体制の構築に努めます。

エ　周産期医療における新興感染症の発生・まん延への対策

新興感染症が発生した際に、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、関係者や関係機関と協議の上、医療措置協定を締結するなど、平時から計画的な準備に努めます。また、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整に努めます。

(6) 医療連携圏域の設定

周産期医療に係る医療連携圏域は、妊産婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じ、それぞれ本計画に定める次の医療圏単位を基本とします。

ア　第二次医療圏

周産期に係る比較的高度な医療の提供ができる地域周産期センターの整備を図る周産期医療圏を第二次医療圏としますが、今後、地域の出生数や周産期センターの状況等を踏まえ、周産期医療圏の設定について、必要に応じて見直しを検討します。

イ　第三次医療圏

第三次医療圏ごとに、母体又は胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療の提供ができる総合周産期センターの整備を図ります。

(7) 医療機関等の具体的な名称

ア　周産期母子医療センターの公表基準

高度な周産期医療を行う医療機関として北海道知事が指定又は認定した周産期母子医療センター

イ　公表医療機関名

別表１～３参照

＊1　指定：総合周産期センターが、国の定める一定の要件（医療従事者や母胎・胎児集中治療管理室（MFICU）等の病床数）を満たした場合、北海道総合保健医療協議会の意見を踏まえ、道が指定することとなっている。

国の定める一定の要件を満たしていない医療機関については、その整備が図られるまでの間は「認定」として取り扱う。

(8) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

妊娠は、ホルモン等の内分泌機能の生理的変化により、歯周病のリスクを高めることから、市町等と連携し、妊産婦に対して歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識や定期的に歯科医療機関を受診することの必要性を啓発するための機会の確保に努めます。

また、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し、適切な歯科医療の提供に努めます。

(9) 薬局の役割

妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、妊婦等への適切な服薬指導などに努めます。

(10) 訪問看護事業所の役割

ア　周産期医療関連施設を退院した障がい児等が在宅で療養・療育できるよう医療機関などと連携し支援を行います。

イ　心身の疾病や障がいのある妊婦が不安なく妊娠期の生活や分娩ができるよう、医療機関や市町等地域関係者と連携し支援を行います。

周産期医療連携体制

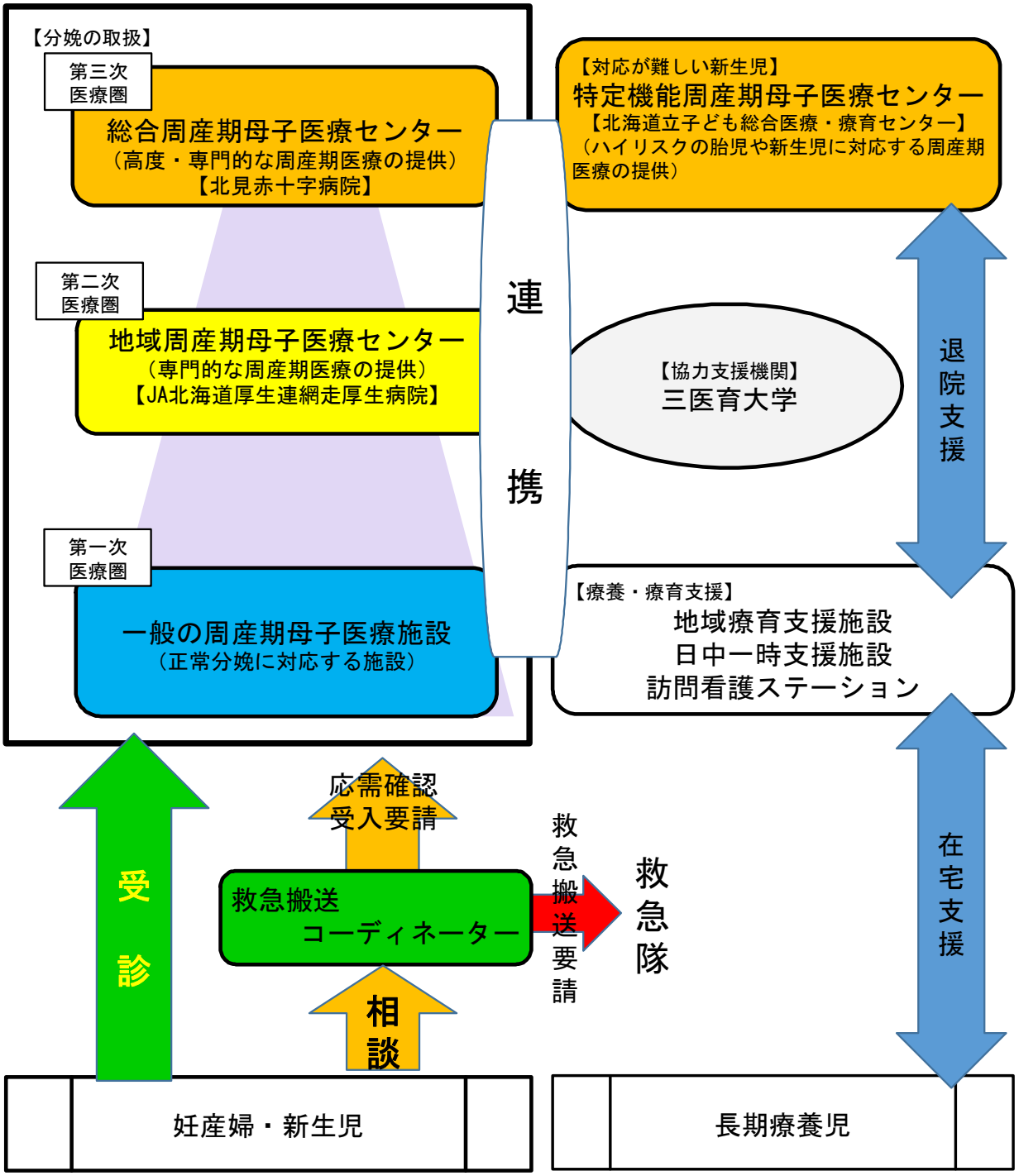
【分娩の取扱】
第三次医療圏
総合周産期母子医療センター
（高度・専門的な周産期医療の提供）
【北見赤十字病院】
第二次医療圏
地域周産期母子医療センター
（専門的な周産期医療の提供）
【JA北海道厚生連網走厚生病院】
第一次医療圏
一般の周産期母子医療施設
（正常分娩に対応する施設）
連携
【対応が難しい新生児】
特定機能周産期母子医療センター
【北海道立子ども総合医療・療育センター】
（ハイリスクの胎児や新生児に対応する周産期医療の提供）
【協力支援機関】
三医育大学
退院支援
【療養・療育支援】
地域療育支援施設
日中一時支援施設
訪問看護ステーション
在宅支援
受診
応需確認
受入要請
救急搬送
コーディネーター
相談
救急搬送要請
救急隊
妊産婦・新生児
長期療養児

別表１　周産期母子医療センター一覧

［医療機関名公表基準］

高度な周産期医療を行う医療機関として北海道知事が指定又は認定した周産期母子医療センター

（令和５年４月１日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分	【指定年月日】（認定年月日）
オホーツク	北網	**北見赤十字病院**	**総合**	平成13年10月１日
		ＪＡ北海道厚生連網走厚生病院	地域	平成13年10月１日

別表２　産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関一覧

●分娩実施中の医療機関　　（令和5年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院		有床診療所	
オホーツク	北網	北見	●	医療法人社団公和会中村記念愛成病院		やまかわウイメンズクリニック
			●	北見赤十字病院		産科・婦人科北見レディースクリニック
		網走	●	ＪＡ北海道厚生連網走厚生病院		金川医院
				斜里町国民健康保険病院		

別表３　助産師外来・院内助産所開設医療機関一覧

（令和5年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	助産師外来	院内助産所
オホーツク	北網	北見市	北見赤十字病院	○	
		網走市	ＪＡ北海道厚生連網走厚生病院	○	